

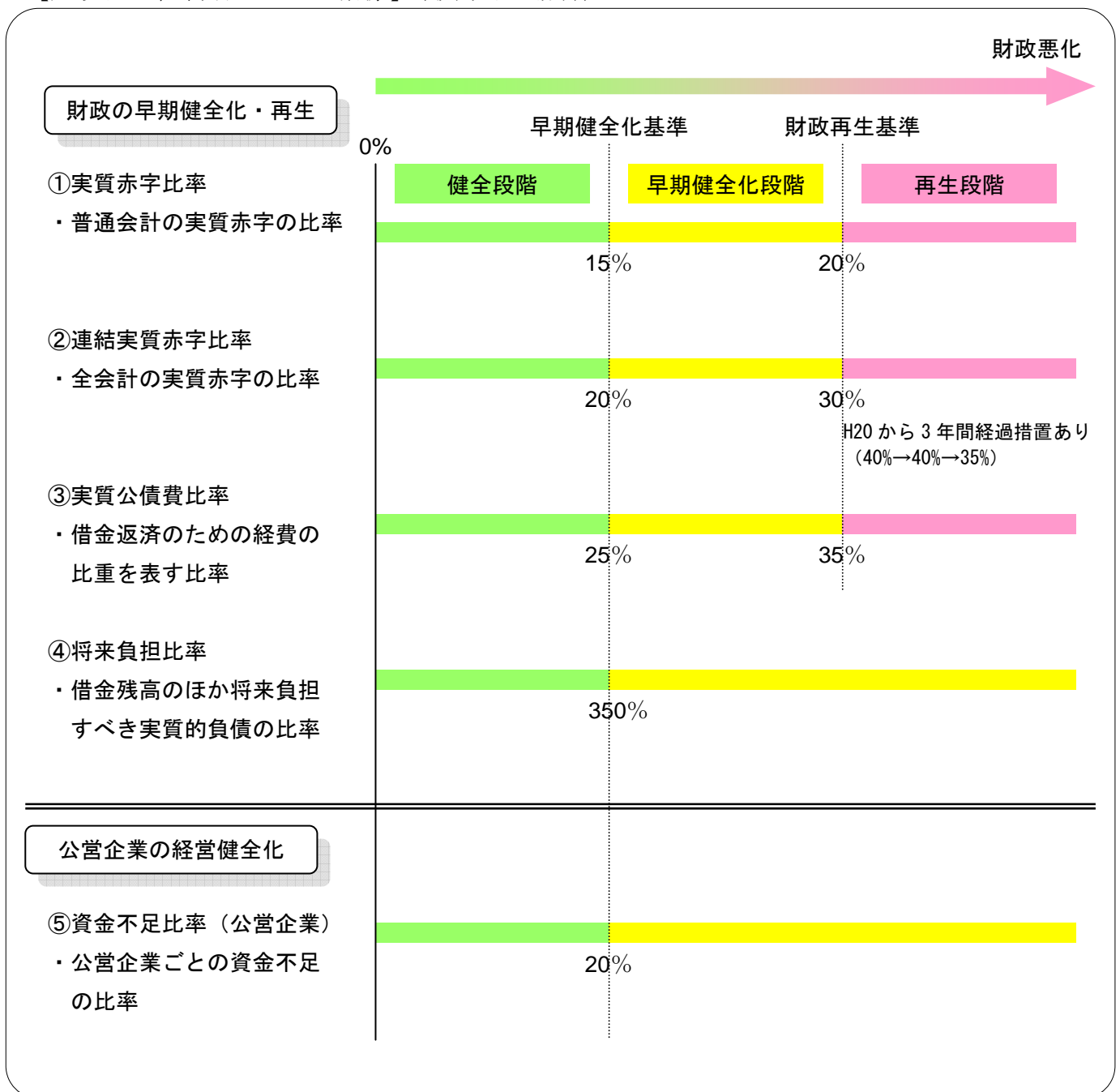
【健全化判断比率の算定の目的】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以降、財政健全化法といいます）が平成19年6月に成立しました。

かつての財政再建制度では、一般会計等の「実質赤字」というフローの指標のみが用いられており、申し出により再建を行う仕組みとなっていました。今回の財政健全化法の成立により、「健全段階」「早期健全化段階」「再生段階」の3つの段階により団体の健全度を判断することとなりました。また、申し出による再建ではなく、国県が積極的に指導・介入していく法律となっています。

健全化判断比率とは、主に4つの指標を用いて、財政健全度を判定するためのものです。

【財政健全化判断のための指標】（飯島町の場合）



健全化判断比率の状況

平成22年3月31日現在

(単位%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度	—	—	15.0	98.6
平成20年度 (参考)	—	—	16.4	103.1

* 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字の場合「—」で表示しています。

参考

早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- ・ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字のため「赤字比率なし」となりました。
- ・ 実質公債費比率については早期健全化基準未満のため、健全段階となりました。
地方債の繰上償還を平成19年度から実施しており、結果として前年度より改善されましたが、県平均(速報値)の12.8%を上回っていること、今後上昇する要素があることから、新規地方債発行の抑制や繰上償還などを実施し、単年度の償還額を抑えていくことが課題となります。
- ・ 将来負担比率については早期健全化基準未満のため、健全段階となりました。
ただし、実質公債費比率と同じく県平均(速報値)の59.5%を上回っているため、今後、地方債の残高を減らすこと、基金の積立金を増やしていくことが課題となります。

資金不足比率

	水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
平成21年度	—	—	—
平成20年度 (参考)	—	—	—

* 資金不足比率は、資金不足がない場合「—」で表示しています。

- ・ 飯島町の公営企業会計において資金不足はありませんでした。

財政健全化比率算定資料

実質公債費比率の構成要素

単位千円

負債				
一般会計の起債償還に充当した一般財源	上下水道事業の起債償還のうち一般会計が負担した額	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担した額	債務負担行為に基づくもの	一時借入金利子(基金の繰替運用除く)
572,088	166,656	75,875	22,052	0

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
166,572	317,966

=	=	平成19年度	16.82	
		平成20年度	15.10	
		平成21年度	13.08	
	単年度	13.08	平均	15.0

標準財政規模(税収入・地方交付税・臨時財政対策債)
3,176,665

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
166,572	317,966

将来負担比率の構成要素

将来負担額							
一般会計の起債の残高	債務負担行為に基づく支出予定額	上下水道の起債償還のうち一般会計が負担する見込みのもの	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担する見込みのもの	退職手当負担見込み額	土地開発公社への負担見込み額	第三セクターへの負担見込み額	伊南行政組合への赤字額負担見込み額
5,592,929	256,199	3,991,986	428,408	952,206	175,342	6,613	0

充当可能財源		
基金	負債に充当できる収入	起債のうち交付税対象見込み額
1,438,131	551,284	6,757,814

= 98.6

標準財政規模(税収入・地方交付税・臨時財政対策債)
3,176,665

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
166,572	317,966